



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年8月28日(金) 第9829号

目次

ページ

告 示

| | |
|---|---|
| ○特定非営利活動促進法の規定による公告、縦覧、閲覧及び謄写に関する規程の一部を改正する告示 (県民活動支援・広聴課) | 2 |
| ○保安林の指定施業要件の変更(森林保全課) | 3 |
| ○家畜伝染病発生報告(畜産課) | 3 |
| ○河川保全区域の指定の変更(河川課) | 4 |
| ○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計管理課) | 4 |

公 告

| | |
|-------------------------|---|
| ○土地改良区の定款変更認可(農村整備課) | 4 |
| ○同 | 4 |
| ○同 | 5 |
| ○同 | 5 |
| ○土地改良区連合の定款変更認可(同) | 5 |
| ○都市計画と畜場の決定に係る縦覧(都市計画課) | 5 |
| ○都市計画市場の決定に係る縦覧(同) | 5 |
| ○都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同) | 6 |
| ○都市計画用途地域の変更に係る縦覧(同) | 6 |

■ 告 示

◎群馬県告示第二百二十三号

特定非営利活動促進法の規定による公告、縦覧、閲覧及び謄写に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年八月二十八日

群馬県知事 山 本 一 太

特定非営利活動促進法の規定による公告、縦覧、閲覧及び謄写に関する規程の一部を改正する告示

特定非営利活動促進法の規定による公告、縦覧、閲覧及び謄写に関する規程(平成十年群馬県告示第六百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条、第八条第一項及び第十条第一号中「群馬県生活文化スポーツ部県民生活課」を「群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県告示第224号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年8月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
嬭恋村(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
嬭恋村(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び嬭恋村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第225号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和2年8月28日

群馬県知事 山本 一 太

| 病名 | 畜種 | 患畜又は疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発生日月日 | 発生場所 | 処置 |
|------|----|-------------|------|----------|------|-----|
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 1頭 | 令和2年8月7日 | 太田市 | 法令殺 |

◎群馬県告示第226号

河川法(昭和39年法律第167号)第54条第1項の規定により指定した河川保全区域を次のとおり変更する。

令和2年8月28日

群馬県知事 山本 一 太

| 区分 | 河川名 | 上流端 | 下流端 | 指定の区域 |
|----|-----|---|---------|--------------------------------|
| 旧 | 温井川 | 左岸 藤岡市大字中堀向1284番地先 右岸 同市同大字1279番地先 | 烏川への合流点 | 一級河川の指定により指定された河川区域の境界から20mの土地 |
| 新 | 温井川 | 左岸 藤岡市篠塚字百足山811番地先 右岸 同市篠塚字天神832番1地先 | 烏川への合流点 | |

◎群馬県告示第227号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、令和2年7月28日から適用する。

令和2年8月28日

群馬県知事 山本 一 太

「邑楽館林農業協同組合 邑楽郡明和町中谷336(明和支所)
邑楽館林農業協同組合 邑楽郡千代田町大字赤岩193-5(永楽支所)」を「邑楽館林農業協同組合 邑楽郡明和町中谷336(明和支所)」に改める。

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により中村堰土地改良区の定款の変更を令和2年8月11日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月28日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により上野土地改良区の定款の変更を令和2年8月17日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月28日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により五箇谷土地改良区の定款の変更を令和2年8月17日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月28日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により藪塚台地土地改良区の定款の変更を令和2年8月17日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月28日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第30条第2項の規定により坂東大堰土地改良区連合の定款の変更を令和2年8月17日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月28日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、玉村都市計画と畜場の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年8月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画と畜場 群馬県食肉卸売市場
- 2 都市計画の決定年月日 令和2年8月7日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び玉村町都市建設課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、玉村都市計画市場の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年8月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画市場 群馬県食肉地方卸売市場
- 2 都市計画の決定年月日 令和2年8月7日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び玉村町都市建設課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年8月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 川俣駅周辺地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年8月7日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び明和町都市建設課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年8月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域 川俣駅周辺地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年8月7日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び明和町都市建設課